

高知県農業経営負担軽減支援資金取扱要綱一部改正新旧対照表（案）

改正後（新）	現 行（旧）
<p>第1 （略）</p> <p>第2 資金の貸付条件            本資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>1 貸付対象者            本資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (2) （略）</p> <p>(3) <u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）</u>及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に協力する意向が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）</p> <p>2 資金使途            本資金の使途は、営農負債（次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債である場合にあっては、その貸付利率が年5.0パーセント以下のものを除く。）の借換えとする。</p> <p>(1) ～ (4) （略）</p> <p>(5) 青年等就農資金（<u>農業経営基盤強化促進法第14条の6第1項第1号に規定する青年等就農資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）</u>及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第9条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就</p>	<p>第1 （略）</p> <p>第2 資金の貸付条件            本資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>1 貸付対象者            本資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (2) （略）</p> <p>(3) 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に協力する意向が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）</p> <p>2 資金使途            本資金の使途は、営農負債（次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債である場合にあっては、その貸付利率が年5.0パーセント以下のものを除く。）の借換えとする。</p> <p>(1) ～ (4) （略）</p> <p>(5) 青年等就農資金（<u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の6第1項第1号に規定する青年等就農資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）</u>及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第9条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合に</p>

<p>農支援資金をいう。)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第3～第10 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年4月19日から施行する。</u></p>	<p>おける同項に規定する旧就農支援資金をいう。)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第3～第10 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--